

令和元年度第1回宗像市歴史的風致維持向上計画推進協議会 議事録

開催日時 : 令和2年3月17日(火) 14:00～16:00

開催場所 : 宗像市役所本館3階 304会議室

■出席者

委 員	出欠	委 員	出欠	委 員	出欠
黒瀬 重幸	出	土屋 潤	出	平松 秋子	出
○大方 優子	出	壹岐 貴寿	欠	河口 靖志 (代理者 田上)	出(代)
西谷 正	出	矢原 吉房	出	野上 和孝 (代理者 永田)	出(代)
山野 善郎	出	田中 久美子	出	石村 陽子	欠

印は会長、○印は副会長

第1号議案 宗像市歴史的風致維持向上計画の変更について

4-(2) 県指定文化財における依岳神社の棟札^{むなだ}について (第1号議案書 P4)

平松委員

: 3月14日の新聞報道では、依岳神社の棟札10枚が県指定文化財(歴史資料)になるようだ。旧筑前国で現存する最古の資料であり、海の道むなかた館に保管されていることから、宗像大社の末社でもあり、展示公開されるようお願いする。

➡棟札については、保存状態を確認し、必要に応じ修復作業などを行ったうえで、海の道むなかた館等での展示を検討する。

4-(3) 市指定文化財における八所宮本殿及び拝殿について (第1号議案書 P5)

平松委員

: 八所宮の本殿拝殿の外壁には、青かびが広く発生して、歴史的風致地区に相応しくない状況が見られる。早く対応策がとられるよう要望する。

➡八所宮の保存については、所有者が複数の事業を計画しており、青カビの対策として、今年度抜竹を行った。また、今後の管理についても、優先順位など考慮したうえで、所有者と協議している。

黒瀬会長: 第1号議案の審議と採決に入る。

異議がないことから、第1号議案は原案どおり可決する。

第2号議案 宗像市歴史的風致維持向上計画の進捗評価について

評価軸 -9「歴史文化資源ガイダンス拠点整備事業について」

(第2号議案書 宗像市-13)

平松委員

: 定性的・定量的評価において、「計画通り進捗していない。未着手である。」とあるが、その理由と今後の見通しについて教えてほしい。

山野委員

: 定性的・定量的評価に「未着手。実施していない。」とあるが、社会資本総合整備総合交付金(都市再生整備計画事業)の期限は令和4年度で切れる。この事業については断念したということか。もし断念されたのであれば、資金調達上の問題点など具体的な説明が加えられるべきではないか。もし協議会が「計画どおり進捗していない」ことに対して「やむを得ない」と評価するとしても、何らかの資料等提示をお願いする。

➡歴史文化資源ガイダンス拠点整備事業については、約8万点にもおよぶ国宝の保存・展示方法などの施設内容、眺望景観に配慮した建設位置及び予算計画など整理すべき課題が多く、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会(福岡県、福津市、宗像大社、宗像市)で事業の検討を行っているが、具体的な事業の実施には至っていない。

山野委員

: 事業の進捗を評価する上では、協議を進めていることを記載すべきではないか。

➡記載内容を別紙のとおり修正する。

評価軸 -1「重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関する取組みについて」

(第2号議案書 宗像市-2)

田上委員

: 地区計画の区域に、史跡「宗像神社境内」(以下、史跡)が含まれているか。

➡含まれている。

: 地区整備計画で高さの制限が20mとされている一方で、景観計画で高さの制限が10mとされていることについて、どのように制度運用しているのか。

➡制度はそれぞれで運用している。

: 史跡の建築物には地区整備計画の高さ制限の20mが適用されることとなるか。

➡適用される。あわせて、文化財保護法に基づく制限が適用される。

山野委員

: 今後、地区計画の見直しは検討するのか。

➡地区計画の区域の見直しや地区整備計画の高さ制限については、今後検討したい。

評価軸 -3「重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関する取組について（屋外
広告物法）」（第2号議案書 宗像市-4）

山野委員

：無許可広告物の改善を図るために行っている指導は実際に聞いてもらえているのか。

⇒所有者への訪問を行うなど今後も引き続き協力が得られるように要請していく。

評価軸 -1「住民の意識と観光振興について」（第2号議案書 宗像市-22）

田上委員

：宗像大社辺津宮のどこに参拝者数調査のカウンターを設置しているのか。

⇒神門にカメラを設置している。なお、辺津宮、中津宮、沖津宮遙拝所にも同様に設置している。

：神宝館の計測はしているのか。

⇒計測している。

評価軸 -13「地域活性化支援事業について」（第2号議案書 宗像市-17）

田上委員

：空き店舗対策では、市としてどの程度関わっているのか。

⇒改修費用については、市が一部助成している。また、物件については地域の不動産業者が媒介して市場に出し、同一物件に対し複数の申し込みがなされた場合は、赤間宿通り活性化協議会が選考する仕組みになっている。

山野委員

：今後、まちのビジョンが地域の方と共有されていることが重要になると思われる。倉敷では、地場産業である繊維産業に関連するものを店先に並べ、若い世代の人が借りやすいように安い賃料で提供する取り組みがなされている。

宗像市でも空き家の大家を募集し、棚貸しなどで複数の商品をアンテナショップのように提供する取り組みを行えば、空き家の利用者がふえるのではないかと。

⇒検討したい。

評価軸 -5「まちなみ環境整備事業について」（第2号議案書 宗像市-9）

田中委員

：建築物等の新築や改築などに対して、適切な助言・指導を行っているところがあるが、何を基準にしているのか。また、景観計画に基づく修景の取組において、地権者の生活に必要なものや地域の方が持つ現在と将来のまちのイメージに対して、どのように合意形成を図っているのか。

⇒本市では景観計画及び景観条例で定める景観形成方針や基準に基づき、指導、助言を行っている。

景観計画、景観条例については地元との意見交換会や説明会などを十分に行って定めたものであることから、地権者を含め地域の方に一定の理解を得られていると考える。

土屋委員

：定性的・定量的評価において、「地域固有の風情が醸し出される」とあるが、どのような評価基準を設けているか。

⇒景観計画で定めている景観形成基準を評価基準としている。

山野委員

：景観計画のような行政の取組について、地域の方は肯定的なのか否定的なのか。今後、地域の方が主体的にビジョンを持つように誘導していくのか。まちなみが壊れる原因は生活の必要性や防災であることから、行政主導では限界があり地域の人の意識がないと取組は続かないと思われる。

⇒本市の原町では旧唐津街道のまちなみ保存のために、地域の方が発意し、形態意匠や高さの制限を設ける地区計画を定めた。

このような住民主導による取り組みがなされるよう、今後も普及、啓発に取り組む。

黒瀬会長

：それでは、第2号議案の審議と採決に入る。

「歴史文化資源ガイダンス拠点整備事業について」（第2号議案書 宗像市-13）について意見があったため、原案に対して一部修正を求め、別紙修正案をもって可決する。

○次回の日程

令和3年3月頃